

ケーブル新規引込時初期費用割引規約

株式会社シー・ティー・ワイ（以下「CTY」といいます。）は、ケーブル新規引込希望者が、CTYが設置する施設による放送サービス及びインターネット接続サービスを同時に申し込み、かつ両サービスの長期継続利用を申し出た場合、放送サービス契約約款及びインターネット接続サービス契約約款に定める負担金及び工事費等の費用（以下「ケーブル新規引込時初期費用」といいます。）をこの規約（以下「本規約」といいます。）に基づき割引くものとします。

第1条（約束割引）

CTYは、ケーブル新規引込希望者が申し出た長期継続利用期間に応じケーブル新規引込時初期費用を割引きます。（以下この割引を「約束割引」といいます。）

第2条（約束割引の適用条件）

以下の全ての条件を満たすケーブル新規引込希望者がCTYに対して約束割引の申し込みを行い、CTYがこれを承諾したときに適用されるものとします。

- (1) 戸建住宅に新たにCTYのケーブルを導入する場合であること
- (2) 以下の①・②のサービスを同時に申し込み、各サービス工事の工事完了日が原則として同一日であること
 - ①放送サービス
「株式会社シー・ティー・ワイ 地上波テレビ送信サービス加入契約約款」または「株式会社シー・ティー・ワイ デジタルチューナーサービス加入契約約款」に基づく放送サービス
 - ②インターネット接続サービス
「CTYインターネット接続サービス契約約款」に基づくインターネット接続サービス
- (3) 上記①・②のサービスが同一の建物へ提供されるものであること（同一建物）
- (4) 上記①・②のサービスの契約者名義が同一であること（同一名義）
- (5) 上記①・②のサービスの利用料の引落日座が同一であること（同一口座）

第3条（長期継続利用期間の種類）

ケーブル新規引込希望者が申し出る長期継続利用期間は、次の2種類とします。なお、申し出後の長期継続利用期間の変更はできません。

- (1) 前条に定める①・②のサービス利用開始日のうち最も早い利用開始日を起算日として起算日を含む1095日目の日まで（以下「3年約束」といいます。）
- (2) 前条に定める①・②のサービス利用開始日のうち最も早い利用開始日を起算日として起算日を含む1825日目の日まで（以下「5年約束」といいます。）

第4条（約束割引適用後のケーブル新規引込時初期費用）

3年約束割引後のケーブル新規引込時初期費用は5,000円とし、5年約束割引後のケーブル新規引込時初期費用は0円とします。

第5条（違約金）

長期継続利用期間の満了前に、第2条に定める①・②のサービスのいずれかのサービスの契約解除または利用の休止・中断（以下「契約の解除等」といいます。）があったときには、CTYが別に定める場合を除き、次表に規定する額をCTYが別途定める期日までにCTYが指定する方法によりお支払いいただきます。ドコモ光タイプCとの組み合わせにおいては、①のサービスの契約解除等があったときに、同様の扱いとなります。

区 分	契約の解除等があった期日	支払いを要する金額（違約金）
3年約束割引	起算日を含む730日目の日までに契約の解除等があった場合	21,000円
	起算日を含む731日目から1095日目の日までに契約の解除等があった場合	5,000円
5年約束割引	起算日を含む1095日目の日までに契約の解除等があった場合	26,000円
	起算日を含む1096日目から1460日目の日までに契約の解除等があった場合	10,000円
	起算日を含む1461日目から1825日目の日までに契約の解除等があった場合	5,000円

第6条（協議等）

- (1) 本規約に定めのない事項については第2条(2)に記載する各サービスの契約約款及び規約を適用するものとします。
- (2) 契約者及びCTYは、本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

付則(1) CTYは、特に必要があるときは、本規約に特約を付することができるものとします。

- (2) 本規約は、2016年12月1日より施行します。

※表記の金額は全て税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。